

法科大学院における臨床法学教育の 役割を改めて考える

河村 寛治

1. はじめに

2014年4月に全国一斉にスタートした法科大学院という法曹養成制度は、当初、多くの法曹（弁護士、裁判官、検察官）等が輩出されることで、十分に適切な法的サービスが受けられるなど多くの期待が寄せられていたが、法曹人口が急激に増加し、市場で吸収できないなどという理由を挙げ、当初目指した3,000人という司法試験の合格者数も増えないままの状況となっている。そのためか、法曹を目指す人が急減しており、当初7万人を超えた法科大学院への志願者数が、途中4万人を超えた時もあったが、平成26年度と27年度はかろうじて1万人を確保するものの、今年（平成28年）の法科大学院への志願者数は、8,274人まで減少してしまっている。ちなみに、実際の入学者数も、当初は、5,767人でスタートしたものが、徐々に減少し、今年の入学者数は、1,857人と当初の30%程度まで減少している。

特に、今年の入学者のうち、社会人出身363人（19.5%）、法学部以外出身268人（14.4%）という数字を見ると、期待されていた多様な経験を有する社会人や法学部以外の卒業生の志願者が減り、現在の職業を捨ててでも、高額な授業料と2～3年の法科大学院での学修期間をかけて、十分な法的サービスを待ち望んでいる社会的弱者のために法曹を目指して頑張ろうという志願者が減るなど、当初、司法制度改革審議会の描いた多様なバックグラウンドをもった法曹養成という目的も危うくなっているのが現状である。

さらに、合格者数は、2013年度までは6年間、2,000人を超える数を確保したものの、今年の合格者数を見ると、1,583名と昨年の合格者数1,850名から270名程度の減少となっている。また予備試験合格者（今年は235名）に頼らなければ、毎年200名弱となっている裁判官や検察官の確保にも支障がでてくるのではないかと危惧される状況となっている。判事補や検察官への任用のほとんどが予備試験組の合格者からということはないと思われるものの、数字的にも、このような傾向となるとすると、そもそも法科大学院に期待された法曹養成教育そのものが意味をなさなくなってしまう。

また、これまで弁護士資格を有するものの約5%程度（2016年6月現在1,700名超）が企業法務など組織内弁護士として活躍するようになってきた状況を考えると、いわゆる弁護士の数が多いという理由だけで司法試験合格者の数を減らすようなことは、結果として、法曹三者だけでなく、企業法務などの法曹関係者（法律実務家）の育成機関として、これまで法科大学院が果たしてきた役割を否定することになり、さらには、このような傾向が続けば、わが国の法曹養成機関としての法科大学院制度のあり方には疑問が呈されることとなるのではないだろうか。

本学法科大学院も、いよいよ2016年度をもってすべての院生が修了することとなり、閉校することとなったのは、創立以前から関与してきたものとして非常に残念である。これまで400名を超える院生が修了し、その修了生の多くも法曹三者の

道を目指し、司法試験に合格したものは、85名となっており、またそうでないものも、企業法務担当者や、裁判所の書記官や行政などの法律関係の実務に携わることとなったのを見ると、本学の法科大学院が広い意味で法律実務家の養成に一定の役割を果たしてきたという点で、準備期間から10年以上にわたる期間、法科大学院に関わってきたものとして、大変、感慨深いものがある。

本稿では、これまでの10年間における法科大学院教育のなかでも比較的多くの努力と時間を割いてきた臨床法学教育に関して、あらためてその機能や役割およびその重要性を考えてみたい。

2. 法科大学院制度における臨床法学教育の重要性

法科大学院制度が導入された際には、米国のロースクール教育における臨床法学教育と同じく、臨床法学教育の重要性が認識されており、医師養成におけるインターンシップと同様の臨床実務を経ることが重要であり、司法研修所における前期修習がなくなることも踏まえ、それを制度としてカリキュラムに設置することが検討されていた。

またカリキュラムに置かれるかどうかとは別に、何らかの形で、院生が学内における法学基礎教育と平行して、実務経験（実務体験）を経るという方法が、事案や問題をより深く認識し、かつその解決のためにも、また法的知識を修得するためにも、有効であり、かつ法曹教育には不可欠であると考えられていたわけであり、それは今も変わることはない信じている。

この点については、今でも学部で学部生を対象に授業をすることでより強く感じたことではあるが、法科大学院生においても、法的な理論を理解するためにも実務経験や実務体験を経ることにより、事案や課題をより具体的にイメージすることができ、必要な法的理論の学習にも役立つことを実感した。また、より実際的な問題解決に取り組むためにも、何らかの実務経験が重要であり、生身の人間や事案と接することにより、それが効果

的な学習につながるという点は、改めて指摘するまでもないと思う。この点は、後述のとおり、これまで、臨床法学教育としてのエクスターンシップやリーガル・クリニックの履修を経て、法曹実務家になったものからも、共通して指摘されていることである。この点に関しては、実務経験を経たものであれば、特に共感できるのではないかと思う。

また、この臨床法学教育というものは、法科大学院の設立に伴い、欠くことのできない教育システムとしての重要な要素であり、これは、司法試験合格者が司法研修所において受ける実務経験とは別に、司法試験の合格を経て法曹を目指すものにとり、また法曹教育を受けて法律関連業務につくためにも、法科大学院での効率的かつ効果的な学修に対するインセンティブにもなると考えており、それを実践したのは事実である。

3. 明治学院大学法科大学院での導入とその結果

本学法科大学院では、法科大学院の設立に伴い、実務体験を早い段階で経験する制度やそのためのカリキュラムを導入したいと考え、学内で模擬的に行う模擬法廷やローヤリング、さらには訴訟実務の基礎などの実務関連科目としての臨床法学教育に加え、2年次において実務体験をする「エクスターンシップ」という制度と3年次の前期（春学期）における「リーガル・クリニック」という二段階の実務経験を得心することのできる体制を導入したわけである。

結果、以下のとおりの実績となっている。

① 「エクスターンシップ」

エクスターンシップの履修者は、毎年15名程度（初年度6名、最後2年間は、院生数の減少もあり、5名・1名という状況；多いときで（2006年度；23名）となっており、その受入先は、弁護士事務所（法テラスを含む）を中心として、法務省・金融庁、港区や企業法務で実務経験を受けている。

以下の表のとおり、入学者のほぼ3分の1とな

る合計125名が参加している。

② 「リーガル・クリニック」

また、単独によるクリニックのための組織を立ち上げるということは、財政的にも、また物理的にも難しく、共同でなら何とかかなりそうだとすることで、國學院大學、獨協大学、東海大学との四大学間で協定を締結し、東京弁護士会の公設事務所として発足した渋谷パブリック法律事務所でのリーガル・クリニックに参加することとなったが、初年度の2015年度は、既修生が対象であったため、3名でスタートし、2014年度の最後は4名の参加者と少なかったが、その間は、ほぼ順調に履修者が確保でき、当初の予定どおりの年間12名の参加者の確保ができた（以下の表のとおり）。

スタートから二年程度は、負担が大変だとか、司法試験には役に立たないのではないかなどという理由からか、履修希望者も増えず、選抜にも苦勞することもなかったのであるが、その後は、履修者増やその経験談等を踏まえて履修希望者が増え、最大人数の12名への絞り込みが結構大変であった。その選抜についても比較的成績の良い院生の履修を勧める指導を行ってきたが、敢えて成績だけによる選抜はせず、理論にこだわりすぎる院生には、成績のいかにかわらず履修を勧め、個人の成績状況や基本的な法律知識の修得程度を見ながら、実務経験による教育的効果を特に期待して、意識的に送り出したものも少なくなかった。この点は、受入れ側の渋谷パブリック法律事務所にも、院生に対して好印象をもってもらえていたのではないかと受け止めている。

ちなみに、リーガル・クリニックの履修者の合計94名のうち、30名近くの司法試験合格者が出ていること、またこの数は、全合格者85名からみても、30%を超える合格率となっており、リーガル・クリニック経験者の合格率も非常に高いという結果も出ている。これは、リーガル・クリニックに参加することで司法試験の合格に直接結びつくとは言えないものの、合格者の多くがリーガル・クリニックを経験しているという結果となっている（2016年9月12日現在）。

明治学院大学法科大学院における エクスターンシップとリーガルクリニックの実績

エクスターンシップ（二年次科目）

05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	計
6	23	19	13	12	18	16	12	5	1	125

履修先：弁護士事務所（法テラス含む）、官庁（法務省・金融庁・港区役所）、企業法務
履修率：3.5%

リーガルクリニック（三年次科目）

05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	計
3	7	11	10	12	12	12	12	11	4	94

履修先：渋谷パブリック法律事務所
履修率：2.2%

③ 各参加者の評価

法曹養成の比較的初期の段階での臨床教育がどの程度効果があるかについては、設立当初には、実務家の間においても懐疑的な意見もあり、基本的な法的知識を修得したものを対象とすべきだとする意見も強く、法科大学院における最終学年での履修とすることとなったが、実際にやってみると、教育効果は想像以上であることが認められ、このような臨床教育の継承の必要性を強く意識させられることとなった。

このような学外での臨床実務への参加者のうち、特にリーガル・クリニックへの参加者からは、学内では経験できない貴重な体験であったという感想とともに、以下のような共通した認識を挙げてリーガル・クリニックを履修したことの意義を強調している。

- 法曹実務家に対するモチベーションの高まり
- 事案や課題およびその背景を深く認識するため、イメージすることが容易になった
- 事案や課題の解決のため現実的な対応の必要性を理解できた
- 法を利用することの意義やそのために学ぶべき法を理解できた
- 依頼者や弁護士に接することで、人間（人間性）をより強く意識することができた
- 効率的かつ効果的な学修に対するインセンティブになった

以上の点は、2016年8月26日（金）に國學院大學内の渋谷パブリック法律事務所主催で開催された「法曹養成教育の覚醒—4 大学法科大学院「リーガル・クリニック」10年の取組と課題」におけるリーガル・クリニック履修者の修了生から

の発言でも繰り返し指摘されていたが、現在の職業にとってもリーガル・クリニックの経験は意義があるとし、具体的にも、事実の整理の重要性と法の適用との関連を認識したものが多く、また、依頼者や弁護士等と直接、接することで、人間性を強く意識し、倫理観や責任感および使命感などを意識することとなったことは、現在の職業でも基盤となっているというアンケート結果を裏付ける感想を述べる修了生も非常に多かった。

大学側としても、このいずれかの経験を経た院生については、その後の学習態度や学習意識にも非常に顕著な変化が見られ、また、学力の面でも想像以上に伸びたという感触を持つにいたっている。さらには、前記のワークショップにおけるアンケート結果でも、リーガル・クリニックで学び、理解を深めた法的知識は、よく記憶に定着し、司法試験の問題を解く際に、‘使える(応用の効く)’知識であった、論点を抽出する能力を培う上で役にたった、また事案分析や思考方法は役にたったとするものが多かったという事実は、このような臨床教育の重要性は、教員間でも共有できたのではないかと考えている。

4. 新研究科(法と経営学研究科)への継承

本学法科大学院が募集停止を公表した際には、このように法科大学院での教育を通じて培った臨床教育の貴重な経験をどのようなかたちで大学の法学教育に残し、継承していってもらうかについては、法科大学院の教員に共通した関心であった。また、当時の学長の文書において、「とくに、本学の法科大学院における未修者対象の本格的な教育は、効率的で水準の高いものであり、今後の本学の大学院教育、学部教育にも十分に活用できます。また、法科大学院の教育実践を通して、実学系の学問における臨床教育の重要性を実感しました。これは本学が法科大学院をもっていたからこそその貴重な経験で、こうした経験を活かし、実務教育、臨床教育という法科大学院の大きな財産をなんらかのかたちで本学に残すことを考えてお

ります。」(2012年5月28日の学長声明)と指摘されていた。

このような学内における共通認識を踏まえ、臨床教育を組み込んだ大学院の新研究科の設立が企画され、2015年4月から、経営学と法学の双方の知識を有する人材の育成を目指して「法と経営学研究科」がスタートしたところであり、エクスターンシップの仕組みを継承し、少しでも実務に近いところで経験を積むこととし、法科大学院において10年間培った実務教育を踏まえた実務家養成という教育経験を以下のとおり活かすこととした。

- ・修了後の進路を強く意識した実務経験をすすめる。
- ・より現実的な問題意識を持つことができる。
- ・より高い目標を持つことが可能となる。
- ・結果として、研究内容をより高め、研究成果につなげることができる。
- ・このような実務経験をする事は、将来のキャリアアップにも寄与する。

以上から、繰り返しになるが、このような実務現場で経験することは、単なる実務体験に止まらず、更なる学習意欲の向上や研究の深化に対する動機づけになるとともに、幅広い視点を意識した研究内容の充実を図ることを可能とすると信じている。

また、大学院で学修した知識を社会で役立てようとするには、それらが実務においてどのように利用されているか、あるいは必要とされているかを体験することが求められていることを強く意識することができることとなる。また企業や行政機関等において一定期間、実務を経験することにより、これまでに学習したことや研究してきたことが実務面で如何に生かされているかなどの検証を行うことができるという経験を新しい研究科において継承していくことが想定されている。

以上、法科大学院において達しえなかった目標を、さらに、明治学院大学大学院新研究科である「法と経営学研究科」において達成すべく、スタートしたばかりである。この結果は、数年後に振り返って検証することも必要であるが、臨床教育の重要性は疑うものはないと確信している。